

工事成績70点未満の措置に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市工事成績評定要領（平成28年4月1日施行。以下「評定要領」という。）に基づく成工検査の結果、工事成績が70点未満の工事を施工した場合の措置について必要な事項を定めるものとする。

(措置の対象)

第2条 措置は、評定要領第2条に定める評定の対象工事を施工した請負業者のうち、70点未満の工事成績評定を受けたものを対象として行うものとする。

(措置の内容)

第3条 工事成績の評点が60点以上70点未満の工事又は60点未満の工事を施工した場合の措置については、次のとおり取り扱う。

(1) 工事成績の評点が60点以上70点未満である場合は、工事担当課長が請負者に注意を喚起する。

(2) 工事成績の評点が60点未満である場合は、工事担当部長が工事担当課長を立ち合わせ、請負者に警告する。

2 60点以上70点未満の工事に係る評定の結果を通知した日から1か年を経過するまでの間に60点以上70点未満の工事に係る評定の結果を通知した場合は、文書による警告を行う。

3 前2項の規定による喚起及び警告をする場合は、工事状況を勘案し必要と認められるとき、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）第2条第4項の規定により、指名回避の措置をとることができる。

4 工事成績の評点が60点以上70点未満の工事又は60点未満の工事を施工した場合で指名停止に該当する措置については、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置基準（平成30年4月1日施行）別表の規定による。

(補則)

第4条 この基準に定めのない事項については、総務部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。